

# 海岸及び地すべり防止施設災害関連事業採択基準

昭和40年9月10日付け40農地D第1137号  
最終改正 平成13年4月10日付け12農振第2087号

各地方農政局長  
沖縄総合事務局長  
北海道知事

殿

農林水産省農村振興局長

海岸及び地すべり防止施設災害関連事業実施要綱（昭和40年9月10日付け40農地D第1139号）  
第3の規定する「別に定める基準」は、次の各号とする。

## (1) 一般基準

- ア 原則として、関連事業における工事費が都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定都市」という。）にあっては800万円以上、市（指定都市を除く）町村にあっては600万円以上で、かつ、併せて施行される復旧事業における工事費を超えないこと。
- イ 原則として、当該施設について他の改良計画がないこと。
- ウ 事業効果が大であること。

## (2) 箇所別採択基準

### ア 海岸

- (ア) 被災箇所に接続する未被災箇所を含めて、当該被災箇所に接近した堤防の高さ、又は断面に併せて嵩上げし、若しくは拡大し、又は胸壁等を新設する工事
- (イ) 越水又は越波により局部的に被災した箇所及びこれに接続する未被災箇所には胸壁消波工又は被覆工等を新設する工事
- (ウ) 突堤又は護岸堤の新設により、土砂のたい積を図るとともに波力を減殺し又は根固めの強化を図るために施行する工事
- (エ) 被害が激甚であって、復旧事業のみでは十分な効果を期待できない場合において、一定の計画により改良し、再度災害を防止するために施行する工事
- (オ) 被災箇所に接続したぜい弱な残存施設を改築又は補強する工事

### イ 地すべり防止施設

- 被災箇所を含んだブロックにおいて、被災箇所に接続又は接近したぜい弱な残存施設を改築又は補強する工事
- ウ 突堤又は護岸堤の新設により、土砂のたい積を図るとともに波力を減殺し又は根固めの強化を図るために施行する工事
- エ 被害が激甚であって、復旧事業のみでは十分な効果を期待できない場合において、一定の計画により改良し、再度災害を防止するために施行する工事
- オ 被災箇所に接続したぜい弱な残存施設を改築又は補強する工事